



座位保持装置<その1>

平成2年3月より身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具給付に「座位保持装置」が新たに適応されました。今まで「座位保持いす」としての給付のみでしたが、これにより、以前から製作されてきた座位保持装置に合致したシステムと価格体系で公費給付が可能となつたわけです。使用者の方にとっては費用負担が軽減され、より身近な機器としてご利用いただけすることになりました。

そこで、今月号のパシフィックニュースでは、「座位保持装置」の意味と必要性、そしてその効果について、ご紹介したいと思います。

なお、今回記載する文章及びイラストの一部は「重度障害児・者の姿勢保持を考える シーティング・システム（東京都社会福祉協議会 発行）」から抜粋しています。

1. 「姿勢」とは

私達が普段ごく何気なくとつている「姿勢」、座る、寝る、立つ、歩く、等は実は私達が赤ちゃんの時に段階を踏んで身についたものなのです。「座る」という姿勢に至るまでの過程も図1の様に、仰臥位→（寝返り）→伏臥位→四つ這い位→高這い位→座位という過程を踏んで確立されたものなのです。

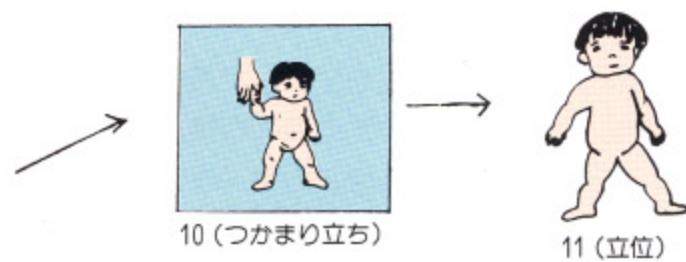
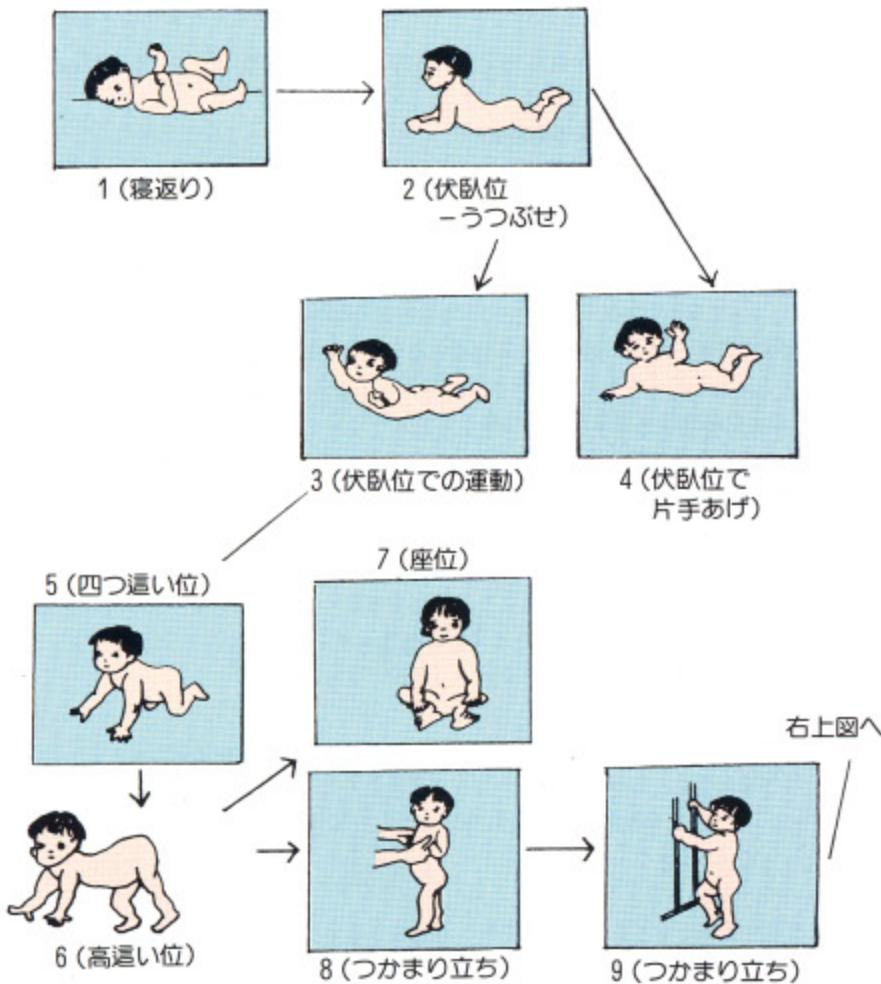
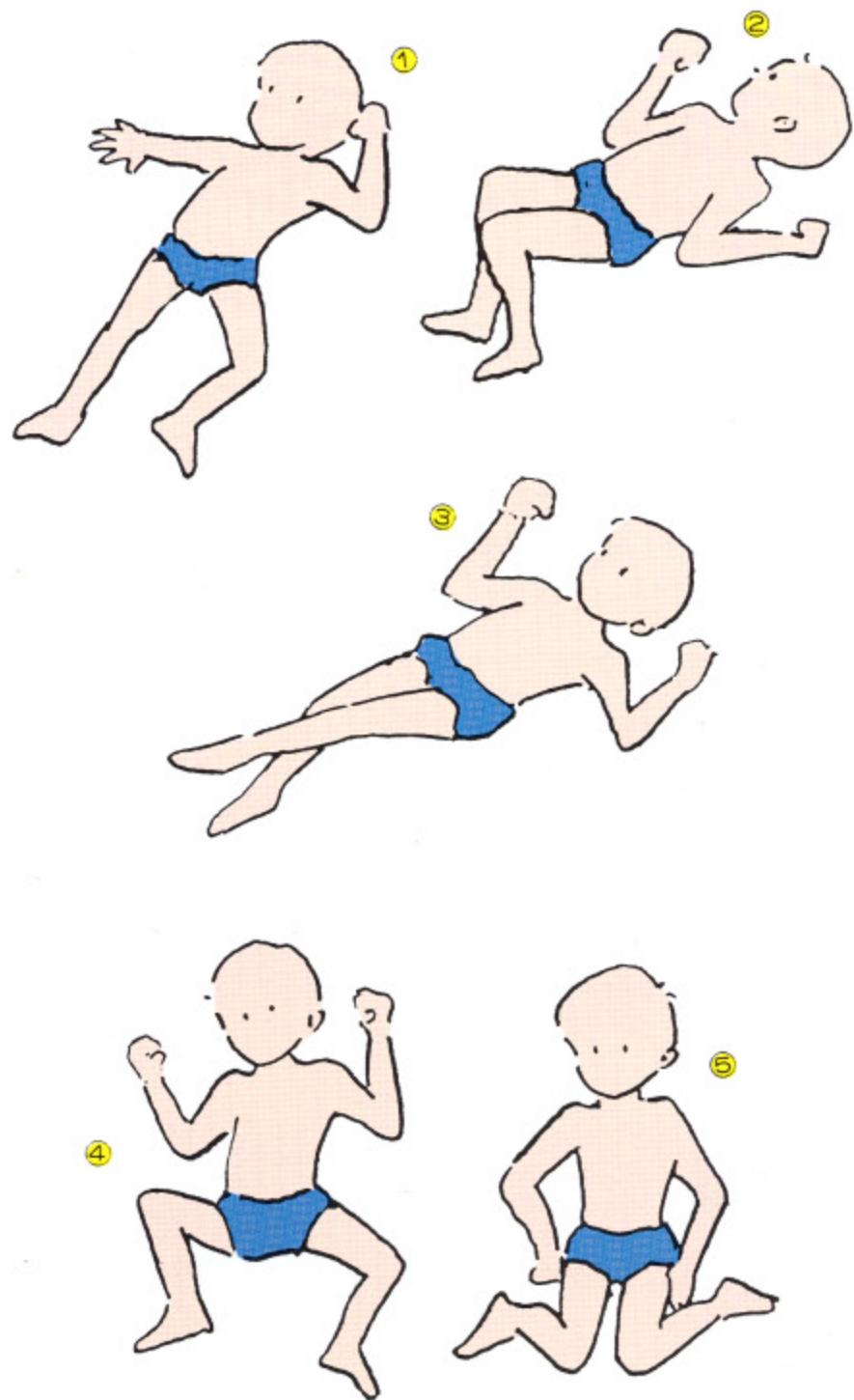


図1. 赤ちゃんの姿勢発達の変化「シーティング・システム」より抜粋

ところが、身体に障害を持っている人たちにとっては、この様々な姿勢をとること自体、非常に困難な場合があります。特に脳性麻痺児の場合は図2に示すような特徴的な姿勢を取るようになり、その結果、他の姿勢へ連続して変化できにくくなってしまうわけです。



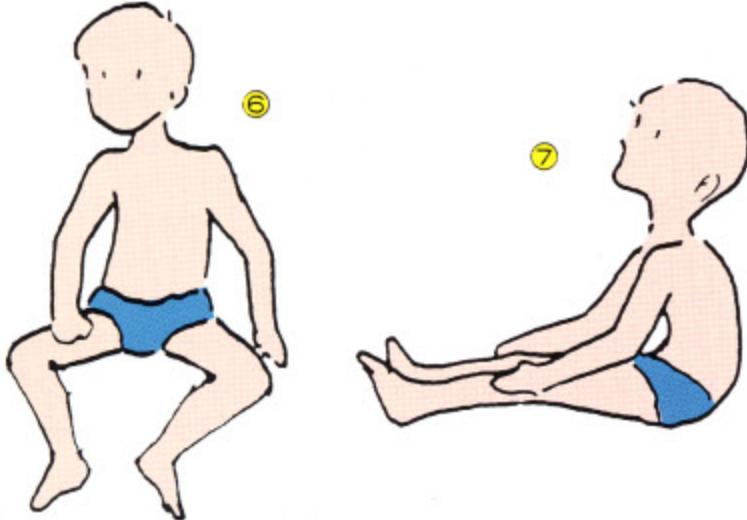


図2. 脳性マヒ児がよくとるパターン化された姿勢

- ①緊張性頸反射の姿勢でたえず同一方向しか向かない場合、頸椎変形、側弯、股関節脱臼等の変形や筋肉の短縮が生じます。
- ②いつも一側方向だけしかみられないと股関節の脱臼や側弯が生じやすくなります。
- ③全身が緊張し突っ張って場合両足が交叉し股関節の脱臼が生じやすくなります。また股関節、膝関節の拘縮が生じてきます。
- ④全身の筋肉の緊張が弱く力エルの様な姿勢をとっている場合、股・節の拘縮や脱臼が生じやすくなります。
- ⑤とんび座りでしか床座位がとれない場合、股関節や足関節の変形を生じ座位バランスの発達が遅れます。
- ⑥⑦体幹の支持性が弱い場合、坐骨で支持することができず、仙骨座りをし、脊柱後弯をおこします。

「シーティング・システム」より抜粋

中でも、「座位」をとることが困難な人の場合、健常者の見つめる世界とは違った空間認識の中での生活を送らなければなりません。日常生活においても必要な動きが制限され、学習や食事動作に大きな支障をきたしてしまいます。

「座位保持装置」はこの様な障害を持つ人達を快適に保持する椅子、あるいはそれに代わる機能をもつた装置なのです。

2. 座位保持装置の効果

様々な効果があげられます。代表的なものとして以下の事があげられるでしょう。

●座位姿勢の獲得

座位をとることにより、脊柱支持性が強化され、また、心肺機能の増強訓練になります。

●変形、拘縮の予防、矯正効果

異常姿勢が原因で、座位・立位に障害を及ぼす変形・拘縮の予防・矯正を行います。

●食事訓練・食事介助の軽減

食事訓練で重要なことは姿勢づくりです。緊張をとり、坐骨支持・脊柱伸展・頭部正中位の姿勢を整えることによって、食物の取り込み、口腔機能が改善されます。また、介助者の負担を軽減させます。

●手と目の協調の発達

手と目の協調動作による知的発達を促進させ、上肢の機能性が向上します。

●仲間・家庭との交流

学校においても座位がとれることによって、積極的な学習への参加が可能になります。また家庭でも、家族と同じ食卓について食事を楽しめる様になります。

●精神的な変化

視覚・バランス感覚・重力など多くの刺激が、より活発な精神的活動を引き出させます。

現在「座位保持装置」については、様々な考え方があり前述の様な考え方が正しいものとは言い切れないかと思われます。

しかし何よりも、全国各地で熱心に取り組まれておられる方がたくさんいらっしゃる・ということを皆さん既にご存知でしょうし、そのことが「座位保持装置」を使用される方にとっては非常に心強いものになっていることは間違いないと思います。

なお、今回参考にさせていただきました冊子「シーティング・システム」は下記のところで購入受付をしておられますので、ぜひ、お申し込み下さい。

発行元：東京都社会福祉協議会

〒162 東京都新宿区神楽河岸1-1

Tel 03-268-7270 図書係

振替 東京2-80353

定価：300円(税込)

